令和８年　第８回農業委員会総会　議事録

とき　　令和８年８月17日（月）
ところ　東大阪市役所　22階　会議室

【議事日程】
1. 農地調整・転用届出等に関する件
日程第１　　報告第28号
　　引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件
日程第２　　報告第29号
　　生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件
日程第３　　報告第30号
　　農地法第４条第１項第７号による届出専決事項報告の件
日程第４　　報告第31号
　　農地法第５条第１項第６号による届出専決事項報告の件
日程第５　　議案第16号
　　都市農地の賃借の円滑化に関する法律第４条による事業計画認定申請の件
日程第６　　議案第17号
　　青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件

出席委員　　17名
途中参加委員　　0名
欠席委員　　1名
事務局　　2名

開会　午後2時00分～

【事務局】
令和８年第８回の農業委員会総会を開会させていただきたいと思います。
会長よろしくお願いいたします。

【農業委員会会長】
開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。
本日、令和８年第８回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にもかかわりませずご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、これより総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。
議事が円滑に参りますよう、皆様方には、何卒、最後までご協力をお願いします。
失礼ではございますが、着席にて進めさせていただきます。
本日の総会出席委員は 18 名中 17 名ですので、総会は成立しております。
本日の議事録署名委員でございますが、私から指名してよろしいですか。

＜異議なしの声＞

【議長】
異議なしと認め、8 番　南口　浩　委員、9 番　西田　博文　委員、両委員を指名いたします。それでは審議に入ります。

日程第 1、報告第 28 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。
それでは事務局より報告願いします。

【事務局】
日程第 1、報告第 28 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。
番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日が、平成〇年〇月〇日、相続人の住所、〇〇〇〇、相続人の氏名、〇〇〇〇、特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積が〇〇㎡で、適用面積が〇〇㎡でございます。
租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用農地でございます。
令和〇年〇月〇日証明、他〇筆、他 1 件でございます。

【議長】
この 1 番から 2 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

＜異議なしの声＞

【議長】
異議ないものと認め、日程第 1、報告第 28 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 2 に入らせていただきます。

日程第 2、報告第 29 号、生産緑地の主たる従業者証明書専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】
日程第 2、報告第 29 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件、番号 1、買取申出をする者、住所、〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、買取申出事由の生じた者、住所、〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、買取申出事由が生じた日、令和〇年〇月〇日、申出事由としましては〇〇、物件の表示でございますが、所在が〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。土地謄本と見取り図が添付されております。令和〇年〇月〇日証明、他 2 件でございます。

【議長】
この 1 番から 3 番の専決事項について異議はありませんか？

＜異議なしの声＞

【議長】
異議ないものと認め、日程第 2、報告第 29 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 3 に入らせていただきます。
日程第 3、報告第 30 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】
日程第 3、報告第 30 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件。
番号 1、届出人住所、〇〇〇〇、氏名が〇〇〇〇、所在地が〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、転用目的が〇〇、用途地域が〇〇〇〇、他 1 件でございます。

【議長】
この 1 番から 2 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

＜異議なしの声＞

【議長】
異議ないものと認め、日程第 3、報告第 30 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専

決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 4 に入らせていただきます。
日程第 4、報告第 31 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】
日程第 4、報告第 31 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件。
番号 1、譲受人住所氏名、○○○○、○○○○、譲渡人住所氏名、○○○○、○○○○、所在地でございますが、○○○○、地目が○、面積が○○㎡、転用目的が○○、用途地域が○○○○でございます。譲渡人の共有者としまして備考欄に○○○○さんのお名前を書かせていただいております。以上です。

＜異議なしの声＞

【議長】
異議ないものと認め、日程第 4、報告第 31 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 5 に入らせていただきます。日程第 5、議案第 16 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条による事業計画認定申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】
日程第 5、議案第 16 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条による事業計画認定申請の件。番号 1、申請者が○○○○、○○○○、所有者でございますが、○○○○、○○○○、所在地でございますが○○○○、地目が○、権利の設定面積が○○㎡、登記面積が○○㎡でございます。設定されます権利でございますが、○○○、期間が○年間、期間につきましては備考欄に記載されていますとおり、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間設定でございます。以上でございます。

【議長】
この件について事務局より説明願います。

【事務局】
日程第 5、議案第 16 号の都市農地貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定につきましてご説明させていただきます。

本件は都市農地の貸借の円滑化に関する法律の第 4 条の規定に基づき、東大阪市が事業計画を認定するにあたりまして、第 3 項の規定により、農業委員会の決定を経ることが必要となっているため、審議をお願いするものでございます。
具体的に議案についてご説明をさせていただきます。
賃貸人が〇〇〇〇さん、賃借人が〇〇〇〇さんでございます。〇〇さんにつきましては国版の認定農業者として農業に従事されております。農地の所在でございますが、〇〇〇〇、登記面積が〇〇㎡、申請面積も同じく〇〇㎡でございます。
設定される権利が〇〇〇で、〇年間でございます。期間が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まででございます。法律に基づくご説明をさせていただきます。
円滑化法第 4 条第 3 項にて事業計画認定の要件が示されておりますので、順にご説明をさせていただきます。
都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う必要がございまして、具体的な基準としましては、申請者が申請都市農地において生産された農産物やそれらを原材料として製造され、もしくは加工された物品を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内この場合でいいましたら東大阪市の区域内、それから隣接する市町村の区域内又は都市計画区域内において販売すると認められることという基準がございますが、こちらにつきましては生産された農作物につきましては直売所または、東大阪市内の JA の直売所、飲食小売店等に出荷するというところで計画をたてておられるものでございます。
続きまして、申請者が、申請都市農地の周辺の生活環境と調和のとれた申請都市農地の利用の確保が認められるという条件がございますが、こちらにつきましては、東側に、賃貸人が所有されている農地がございますが、周辺につきましては概ね宅地化が進んだ地域内にございまして、特段こちらの方の農業が周辺に影響をあたえるものではないと認識しております。また環境へ配慮された営農体系を取る旨、確認させていただいております。
続きまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかという項目でございますが、申請者は国版認定農業者ということもあり、農地を適切に管理されておられますので、このあたりにつきましては支障が生じる恐れがないものと判断し差し支えないものと考えております。
続きまして、耕作の事業の用に供すべき農地のすべてを効率的に利用するかという条件でございますが、申請人は本市〇〇〇〇にて〇反ほどの農地を適切に耕作されている旨、現地調査にて確認しております。また、今回〇〇〇した農地を含め、花卉・野菜類を全面積で耕作されるとのことでございます。また、〇〇でも水稲の実績がございます。
続きまして、申請者が事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が書面による契約で付されているかというところでございますが、こちらにつきましては令和〇年〇月〇日付で、〇〇〇を作成しており、その第 3 条に記載されていることを事務局で確認しております。

地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うかという項目と、法人の場合の項目につきましては、当該申請につきましては該当するものではございませんので割愛をさせていただきます。
事務局からの説明につきましては以上でございます。

【議長】
この件についてご審議願います。ご意見ありませんでしょうか。

＜意見なしの声＞

【議長】
意見ないものと認め日程第 5、議案第 16 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条による事業計画認定申請の件は決定することとします。

日程第 6 に入らせていただきます。日程第 6、議案第 17 号、青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】
日程第 6、議案第 17 号、青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件、番号 1、申請者の住所氏名でございます、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借入地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、他 4 筆でございます。
備考といたしまして、農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づく認定申請という意味で書かせていただいております。以上です。

【議長】
この件につきまして続きまして事務局より説明願います。

【事務局】
日程第 6、議案第 17 号、青年等就農計画認定につきまして、説明させていただきます。
この制度につきましては、次代を担う青年等を東大阪市農業の担い手として確保・育成するために、新たな農業経営に取り組もうとする青年等が作成する就農計画につきまして、市が審査して認定する制度でございます。認定を受けた方につきましては重点的な支援措置が講じられるところでございます。
重点的な支援措置の内容につきましては、農業委員会というよりは本市の農政課のほうの管轄になりますが、例えば国の交付金、様々な種類があって特定のこれといったものが対象になるのかはお示しできませんが、そういったものが対象になる。

それから就農の準備金、これにつきましては大阪府の単独補助というふうに聞いておりますが、そういったものが補助の対象になる。また、東大阪市の独自のものだと思うのですが、本市の農政課で管轄しております活性化補助金、その辺につきまして、青年等就農計画が認定されればその補助率がアップするというようなメリットがあると聞いてございます。
具体的な手続きにつきまして、認定の手続きにつきましては、農業経営基盤強化促進法第14条の4第2項に規定されておるところでございます。
申請者は東大阪市に農業経営の開始時における農業経営の状況でありますとか、農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標、それから目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他の設置に関する事項等を申請して、そういったことを記載した計画を提出して、認定していただく流れとなっております。
資料に沿って説明させていただきます。
本市の場合につきましては、（東大阪農業経営改善計画及び青年等就農計画認定要綱を定めている）農政課が判断して認定することになりますが、定められております要綱第5条に基づきまして、農業委員会に意見を求めることが規定されているのでこの場で意見を聴取させていただくものでございます。
要綱の認定基準につきまして具体的に5つ示されていますので順に計画申請のなかで説明させていただきます。
まず1番目でございますが、経営規模や所得、労働時間等自らの経営の現状を点検し経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様等の改善など経営改善目標とその達成に向けた取り組みが具体化された計画であることという条件でございます。
まず現状の点検でございますが、経営規模が〇aとなっています。
現状の作付け面積が〇a、生産量が〇〇kg、目標としまして作付け面積は〇a、令和9年に〇〇kgまで生産量を上げる目標となっています。
これにつきましては、現在借りている面積がだいたい〇aを2期作、秋作と春作という2回分ということで〇a×2ということで〇aを作付け面積として書かせていただいております。
そちらにつきまして、現在は〇〇kgの収穫でございますが、令和〇年には、〇〇kgまであげていくという計画でございます。
こちらの方の条件につきまして、農政課に聞き取りをさせていただきました情報がございますので、ご説明させていただきます。
当該計画につきましては大阪府の普及員と一緒に計画を作成したというところで聞いておるものでございます。
現在所得が伸びていない理由につきましては、〇aの農地で耕作しているものの、出荷作業にあたる人手と保管施設が足りていないことと分析をされています。

これらの理由につきまして、売り上げにつながらない原因というところで、府の普及員と申請者の間で協議をしているものでございます。
資料のなかにある雇用者というところでございますが、現状〇人、見通し〇人となっていますが、現状〇人というのは、最近に雇用されたというところでございますので、実際売り上げが上がっていなかった時期というのは、雇用者が〇というところでございました。
こちらのほうの出荷に係る時期、作業につきまして、〇人ほどスポットで人員を雇用しまして、作業効率を上げていくという計画をされておられます。それから作業倉庫を拡張するというところで、資料にある生産方式に関する目標というところで上から順にトラクター、管理費、倉庫、軽自動車、ハウスと記載をさせていただいておりますが、そこの倉庫というところでございますが、現状、〇畳、高さ〇mと書いているところが、実際倉庫の拡張というところで〇畳分を拡張するというところで、出荷に係る人員確保と場所を手配していくというところでございます。
それにつきまして、また農産物、〇〇が主なものとなっておりますが、〇〇の販路としましては、こちらの方は聞き取りさせていただいた状況でございますが、大阪市内に〇店舗から〇店舗を抱えております、〇〇さん、具体的なスーパーで言うと〇〇と契約できることとなっておりまして、出荷を予定されておるというところでございます。
続きまして、令和9年度の目標としましては、経営規模が〇a、年間所得が〇〇円ですね、年間労働時間としましては増やさず〇時間、人を雇って対応すると、経営目標としましては、〇〇を〇a、生産量を〇トンまで上げるというところの認定の申請でございます。
続きまして、今のところの概要につきまして、市が定めた基本構想を目標とする労働時間、それが大体1600時間となっております。
それから市が定めた農業所得が、〇万円以上というところに基準がございますが、こちらの目標でいきますと1600時間を超えて〇時間、それから令和9年度の所得の目標が、〇万円というところでございますので、その計画に関しては目標をクリアしておるところでございます。続きまして、計画の申請によりまして、申請者の目標の達成が確実に見込まれるというもので、経営規模の拡大による、効率的かつ安定的な農業経営が期待できるものであるかという項目がございますが、こちらの方につきましては、普及員と協議しながら計画を立てており、妥当な事業計画であると判断できるものと、農政課から聞いております。概要についての説明は以上でございます。

【議長】
この件についてご審議願います。ご意見ありませんでしょうか。

【林委員】
質問なんですが、この計画で進めていった場合、例えば所得〇万円上がるには、経費とし

て、例えば、土地の固定資産税だとか、建物修繕改修費〇万かけてるとか、そういう経費のお金は、この場合でそれを負担した上で〇万円の所得を上げるということで、計画立ててられるんですか。僕は思うんですけど、これは、はっきり言って〇ａで、この計画が果たして人を雇って、１人〇万円の所得上げるっていうのは、可能かどうか、ちょっとそこのところ、疑問にあるのでこれはあくまでも、農業委員会に尋ねていいものかわかるものであるかどうかわかりませんけども、存じている範囲で教えていただけたらありがたいです。

【事務局】
委員がおっしゃられた意見につきまして、農政課に伝え、事務局を通じて回答をお伝えさせていただけたらというところでございます。以上です。

【林委員】
私の意見としては、若い人が農業をやっていただけるっていうのは、はっきり言うとね、我々年寄りの農業やってる委員にとってありがたいんで、もっとどしどし進めて欲しいんですけども、現実的な話をやっぱりしないと、すぐ尻切れとんぼになってしまって、やられる方も生活かかってくることやし、そこのところを含めてやることに対しては反対しませんけども現実的な問題としてはどうかということを思ってるだけなんで、よろしくお願いいたします。

【山口委員】
百姓をするについてはですね、水と排水関係、いろいろありますよね。
水はどのように対処されるんですか。ここは土地改良とかあるのではないですか。
私も…やっているときに、全くの素人の方…、そのような協定全部結んだ中で、ＯＫしました。金はどこ払うんだ。後のことをどうするんだという条件全部。そうなると、始まってから金がもらえなかったら、土地改良とか組合、どっちかが全部負担しないとあかんし、水路の清掃とかも組合員全部総出で水路清掃しますよね。そんな負担なんかどうするのですか。

【事務局】
委員からのご質問でございますが、議案書に記載をさせていただいております、借入地でございますね、〇〇〇〇、〇〇〇〇、これにつきまして、〇〇〇〇による貸付でございますので、そのあたりのところは賃貸人、賃借人双方で契約、〇〇〇契約だったと思いますが、クリアされた上で貸し付けをされていると認識をしております。以上です。

【議長】

よろしいですか。

【山口委員】
はい

【議長】
他にご異議ございませんか。

＜意見なしの声＞

他にないものと認め、日程第 6、議案第 17 号、青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件は決定することにします。

以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

閉会　　午後２時４０分

以上の事実に相違がないことを証するため、署名する。

会長　　大西　博

委員　　南口　浩

委員　　西田　博文

令和8年　第8回　農業委員会総会出欠表(別紙)

（農業委員）

議　席	氏　　名	出　欠	議　席	氏　　名	出　欠
1	**柳生　よみ子**	○	10	**羽柴　和彦**	○
2	**大西　博**	○	11	**杉山　和良**	○
3	**草開　善城**	○	12	**木田　悟朗**	○
4	**小林　茂一**	○	13	**髙橋　美代幸**	○
5	**平尾　吉伸**	○	14	**林　登**	○
6	**古川　勇**	○	15	**石井　忠和**	○
7	**山口　裕弘**	○	16	**田中　隆夫**	○
8	**南口　浩**	◎	17	**宮崎　行俊**	○
9	**西田　博文**	◎	18	**大野　一博**	×

○　出　席
×　欠　席
◎　議事録署名委員
△　途中参加

（職務のため総会に出席した事務職員）

事務局長　　杉　本　篤　史

事務局次長 横　関　真　人